

国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (センター長) 第5条 先端産学連携研究推進センター長(以下「センター長」という。)は、学長が<u>指名</u>する。 2 (略)</p>	<p>本則 (センター長) 第5条 先端産学連携研究推進センター長(以下「センター長」という。)は、学長が<u>任命</u>する。 2 (略)</p>	<p>学内施設等の長の任命プロセスの明確化に伴う改正</p>

附 則 (令和4年1月31日産規則第1号)
 この規則は、令和4年1月31日から施行する。